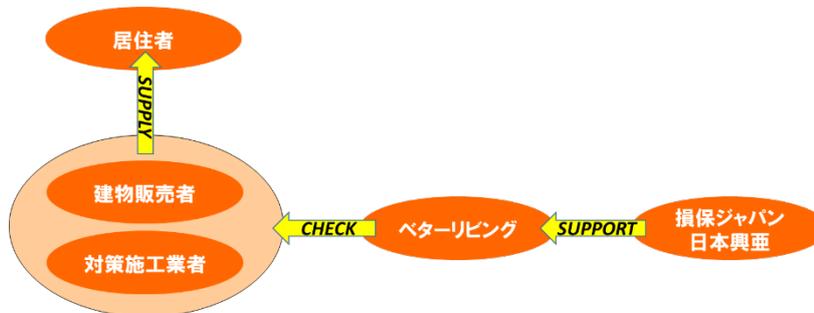


大切なマイホームを守るために、 地盤の液状化対策審査・保証

古くから地震による液状化被害が確認されているものの、戸建て住宅のような規模の小さな建物の液状化対策は、まだまだ普及していません。液状化対策の実施が進まない理由としては、建築基準法で義務付けられていないこと、第三者による評価の仕組みが整備されていないこと、液状化対策工事に掛かる費用についても考慮した合理的な対策方法の設定が難しいこと等が挙げられます。

こうした背景のもと、消費者の保護を目的に、中立的な第三者機関である一般財団法人ベターリビング（以下、「BL」）において、液状化対策に関する審査基準を策定し、個々の建築物における液状化対策を総合的に審査する業務を開始いたしました。

また、万が一、BLが審査した建物に、地震に伴う液状化によって傾斜が生じた場合、その傾斜修正を保証する業務をあわせて実施します。この保証には、損害保険ジャパン日本興亜株式会社のバックアップがあり、安心です。



審査・保証体制

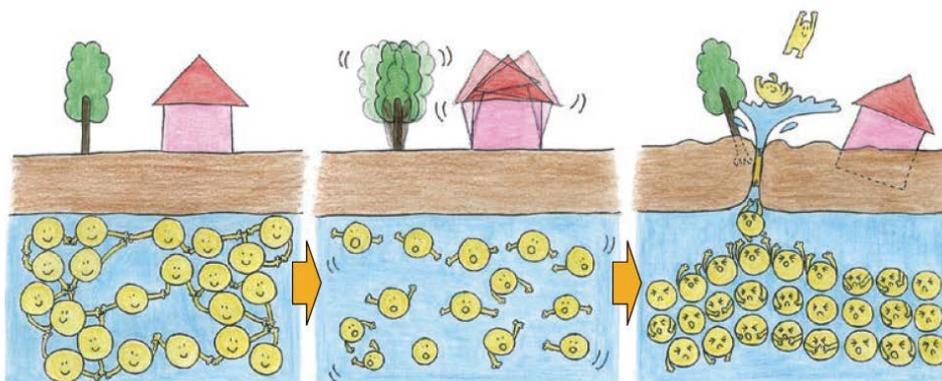
予備知識：液状化とは

地盤の液状化とは、地震によって地盤が揺れ、変形することで水圧が上昇し、土粒子間に働く力が失われ、地盤が液体状になる現象です。地盤の液状化が発生すると、建物に不同沈下などの被害が生じます。

液状化は、緩い砂地盤や、地下水位が高い場合に生じやすくなります。近年では多くの自治体が、液状化の発生しやすい地域を示す液状化マップをホームページなどで公表していますので、住宅建設予定地について確認することをお勧めします。

液状化の発生しやすい場所の一例として、次のような地形や場所があげられます。

- 過去に河川や池、沼であったところ
- 平野部で河川周辺の低地（水田として利用されてきたことが多い）
- 埋立て地、盛土による造成地



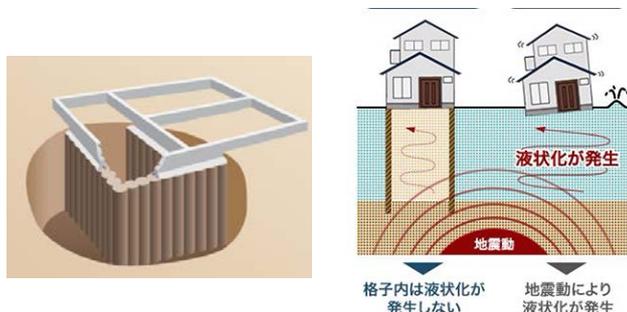
（イラスト出典：北陸の液状化しやすさマップ 国土交通省北陸地方整備局）

審査

審査内容

第三者の公的機関であるBLが、液状化に関する技術的知見を基に液状化対策工法の審査基準を定め、中立的な立場で審査基準への適合性を確認します。審査は、地盤調査の内容、液状化判定の方法、液状化対策設計の内容、施工記録の内容、地盤改良体の品質について行います。

また、審査対象工法は、対策効果についてBLが事前に確認した工法とします。審査対象工法の第一号は、積水ハウス株式会社の格子状地盤改良工法である「SHEAD 工法」(証明番号: BL 審査証明-025)です。



液状化抑止工法（格子状地盤改良工法）のイメージ

対象建築物

- ・新築
- ・延べ床面積が 1,000m² 以下
- ・用途及び構造種別の制限なし

審査料

1 申請につき ¥108,000 (消費税込み)

保証

保証内容

建物の傾斜修正を保証します。

保証の条件

震度 5 弱から震度 5 強の地震により、地盤が液状化し、建物に 5/1,000 以上の傾斜増分が生じた場合

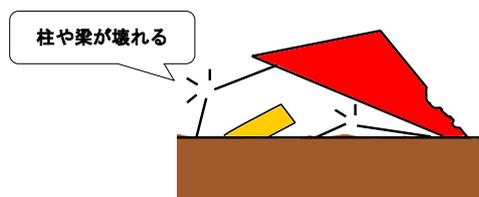
保証の対象

対策を講じた建物の傾斜修正（建物に取り付く配管設備、敷地内の工作物等の修正工事は、すべて対象外となります。）

予備知識：液状化による建物被害・地震保険との違い

地震の揺れによる建物被害と、地盤の液状化による建物被害には違いがあります。地盤の液状化により建物に傾斜が生じると建物の躯体に損傷がなくても、継続使用ができない場合があります。

また、地震保険は、傾斜の程度に応じて支払い金額が異なるため、被害の程度が小さいと傾斜修正工事費を賄えない場合がありますが、本保証では、傾斜修正を保証しているため安心です。



地震の揺れによる典型的な被害



地盤の液状化による典型的な被害

保証利用料の例

- ・千葉県：¥53,000/年、東京都・茨城県・神奈川県：¥35,000 程度/年
- ・上記以外：¥4,000～¥15,000 程度/年